

年金広報

2011. 6. 5 June

Vol. 625

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
http://www.nenkin.or.jp/
E-mail: koho08@nenkin.or.jp
振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

- 2 社会保障改革に関する集中検討会議
新年金制度の創設に向けた
改革案のポイント
現行制度の改善点と検討事項のポイントをまとめた。
- 3 頑張る！ 年金事務所
新さっぽろ年金事務所
平成9年に札幌東社会保険事務所から分割し開設されたという、比較的新しい事務所を訪ねた。
- 4 社)日本国民年金協会
第53回定期総会を開催
22年度事業報告及び23年度事業計画等が提案どおり承認された。
- 5 第53回定期総会
特別講演ダイジェスト
厚生労働省年金局の和田幸典課長補佐に「公的年金制度の現状と課題」について、ご講演いただいた。
- 6 編集部に寄せられた
「年金に思う」
読者のみなさまからメールを通して寄せられた、さまざまな声をご紹介します。
- 7 「国民年金よくある質問」
「厚生年金よくある質問」
会員のみならず、年金委員のみならず、実務者のみなさまのお役に立つ情報を掲載します。

Topics

社会保障改革 集中検討会議が改革案を提示

高所得者の 保険料引上げ

内閣府の社会保障改革に関する集中検討会議は、六月二日、これまでの議論を踏まえ、「社会保障改革案」として、①社会保障改革の全体像、②改革後の社会保障費用の推計、③社会保障・税一体改革の基本的姿勢を主な内容とする具体的な方向をとりまとめた。

全体像によると、改革の優先順位は、①子ども・子育て支援、若者雇用対策②医療・介護等のサービス改革③年金改革④制度横断的課題としての「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」に、優先的に取り組む。年金分野における主な改革項目は次のとおり。
①国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。②年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。③業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。改革全体を通して二〇二五年

度段階で現状より三・八兆円程度費用が増えるが、高所得者の年金の減額などにより最大で二・二兆円程度削減され、機能強化(充実と重点化・効率化の同時実施)による追加所要額は約二・七兆円程度。そのうち、年金分野の追加は最大〇・六兆円程度と見込まれている。改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、二〇一五年度までに段階的に消費税率(国・地方)を二〇%まで引上げ、当面の社会保障改革の安定財源を確保する。税制改革の法整備は今年度中に実施する。
【二面に関連記事】

第三号問題対策特別部会 抜本改善策を公表

五月二〇日、社会保障審議会第三号被保険者不整合記録問題対策特別部会(部会長 本田勝彦・日本たばこ産業(株)相談役)は第三号被保険者不整合記録問題にかかわる抜本改善策の報告書を発表した。今後、政府内で報告書と民主党案とをまとめ、国会に法案を提出する予定だ。抜本改善策の具体的内容は、次のとおり。

①不整合期間を「カラ期間」とすることについて↓不整合期間をカラ期間とする措置は妥当。
②不整合期間への特例追納↓現在、参議院で継続審議となっており年金確保支援法案の後納制度と同様、過去一〇年前までの期間に生じた不整合期間について納付できるようにする取り扱いが妥当。受給者等も同様に特例追納の機会を設けることが妥当だが、追納できる期間は、年齢にかかわらず、六〇歳に達するまでの一〇年間(五〇歳以降)に生じた不整合期間を対象とする。このことを検討すべき。

③現に未訂正期間がありながら年金を受給している者の扱い↓原則として、特例追納がない限り過去五年間に支払われた過払い額の返還を求め、将来受給する年金は減額を行う。ただし、行政の取扱いを信頼してきた受給者の保護や、高齢者の生活の安定の観点から考慮した配慮措置を併せて講じることが必要。
④過去に訂正された期間の取り扱い↓公平性の観点から、すでに記録が訂正された不整合期間についても今般の特例措置の対応にすべき。
⑤「運用三号」取扱いの下で年金を裁定された者の取り扱い↓遑って再裁定を行い、未訂正期間を有する他の受給者と同様に取り扱いすべき。
⑥特例追納の保険料額等↓過去一〇年間については、不整合期間があった当時の国民年金保険料額に、その後の国債利回り等を踏まえた一定率を加算した額が妥当。受給者等については、特例追納を②の六〇歳に達するまでの一〇年間(五〇歳以降)に生じた不整合期間を対象とする場合、たとえ過去一〇年間の追納保険料額を下回らない額で一律とする。特例追納が可能

な期間は、年金確保支援法案の後納制度と同様に、三年間の制限措置とすることが妥当。納付方法は、本人の希望により一括納付または分割納付を選択。
⑦障害・遺族年金受給者の取り扱い↓老齢年金の受給権を保護する以上、不整合期間を訂正することにより受給権が失われることのないよう、特別の措置を講ずるべき。
⑧新たな不整合記録が生じないようにするための方策↓現在、日本年金機構で把握できていない、健康保険組合に加入している配偶者の扶養から外れた第三号被保険者の必要な情報入手して種別変更につなげることや、種別変更の勧奨状況が宛先不明で返戻される場合でも職権による種別変更が行えるようにするなど、政府において検討中の社会保障・税に関する番号制度についても活用し、被保険者資格の適正な管理を進めていくべき。

北アルプスと梅池自然園の水ばし。例年6月中旬～7月上旬が見ごろ(写真提供 長野県小谷村)



社会保障改革に関する集中検討会議

「社会保障改革案」年金分野の改革ポイント

六月二日に行われた社会保障改革に関する集中検討会議で、社会保障改革の具体策、行程及び費用試算(図1)が公表された。ここでは年金分野の現行制度の改善点と改革ポイントをとまとめた。

新しい年金制度の創設

職種を問わずすべての人が同じ制度に加入し、所得が同じ場合、同じ保険料と給付になる「所得比例年金」(社会保障方式)と、高齢期に最低限これだけは受給できるという額が明示された「最低保障年金」(税財源)を創設する。

所得比例年金の保険料は一五〇程度(老齢年金に係る部分)で、納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出する。最低保障年金の満額は七万円(現在価値)とし、障害平均年収(＝保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えると減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね七万円以上の年金を受給できる制度とする。

国民的合意・環境整備の必要性

自営業者を含む一元的な制度を実現するには、①社会保障・税に関する番号制度の導入・定着②歳入庁創設等、税と社会保障料を一体徴収する体制の構築

改革ポイント

③所得捕捉問題に対する国民の納得感の醸成、といった環境整備を制度の議論と並行して行う必要がある、一定の準備期間が必要である。

現行制度の改善

年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図るための具体案は次のとおり。

1 働き方・ライフコースの選択に影響を与えない制度

① 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者を、雇用保険と同等規模の約四百万人程度拡大し、厚生年金の適用対象とすることを検討する。

② 第三号被保険者制度の見直し
不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性を踏まえつつ、検討する。

③ 在職老齢年金制度の見直し
六〇歳代前半の人に係る在職老齢年金制度(図2)について、調整を行う限度額を引上げ、六〇歳代後半の人の仕組み(図3)と同様にすることを検討する。

適切な税負担を求めることを検討する。④ 育児期間中の者に係る配慮措置の拡充
次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後期間中も保険料を免除し、将来の年金給付に反映させることを検討する。

2 被用者年金の一元化
① 保険料率や給付要件の統一など
厚生年金に公務員と私学教職員も加入し、二階部分を厚生年金に統一する。共済年金の一階、二階部分の保険料率は、早期に厚生年金に揃える。また、

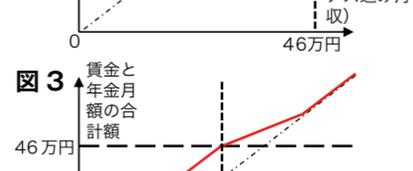
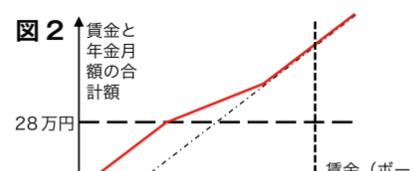


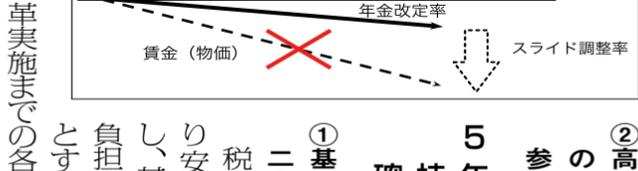
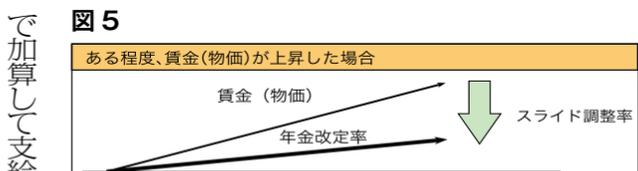
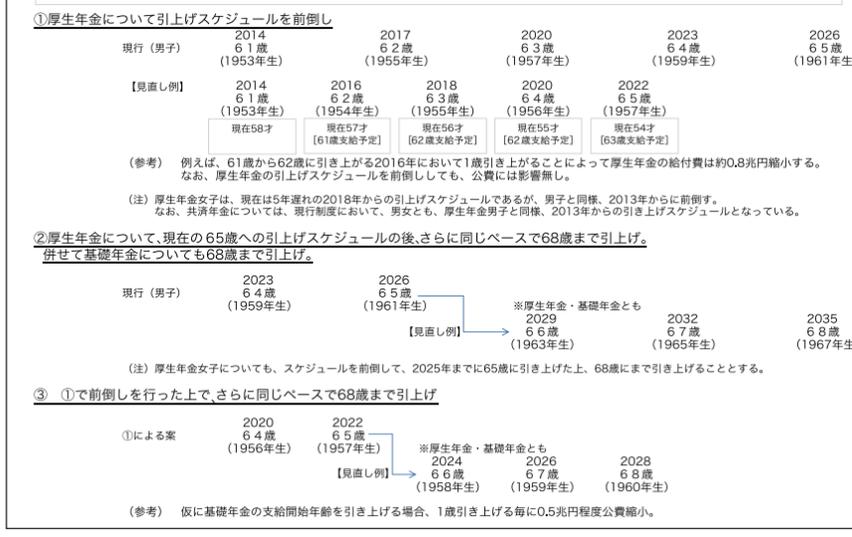
図2 60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度(図2)について、調整を行う限度額を引上げ、六〇歳代後半の人の仕組み(図3)と同様にすることを検討する。

3 最低保障機能の強化
遺族年金などの共済年金と厚生年金との給付の要件の差は、原則として厚生年金に揃える。

① 受給資格期間の短縮
納付した保険料を年金受給につなげやすくする観点から、現在の二五年から短縮することを検討する。

② 低所得者への加算
基礎年金額を定額または定率

図4 支給開始年齢の引上げの見直し例について
○ 現行の厚生年金(2階部分)の支給開始年齢は、段階的に65歳まで引き上げることとなり、男子1953で生まれの者から、女子1958生まれの者から61歳となる。
○ 来年(2012年)60歳となる1952年生まれの者は、(自然に考えると)引上げ前倒しは出来ないが、1953年生まれの者から引き上げていくこととするが、従来の3年に1歳ずつ引き上げるスケジュールを前倒しし、2年に1歳ずつ引き上げる例を提示(①)。
○ 更には、支給開始年齢が完全に65歳に引き上がった以降も、厚生年金・基礎年金とも引き上げる例を提示(②、③)。
○ 年金受給を間近に控えた者について予定を変更する内容であり、また、実際には、65歳まではもとより、65歳以降を含めた高齢者雇用や自営業者の生活の安定の確保がなされなければならないが、ここでは単純に見直し例を示しているものである。



5 年金財政の持続可能性の確保
① 基礎年金国庫負担二分の一の維持
税制抜本改革により安定財源を確保し、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とする(税制抜本改革の実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる)。

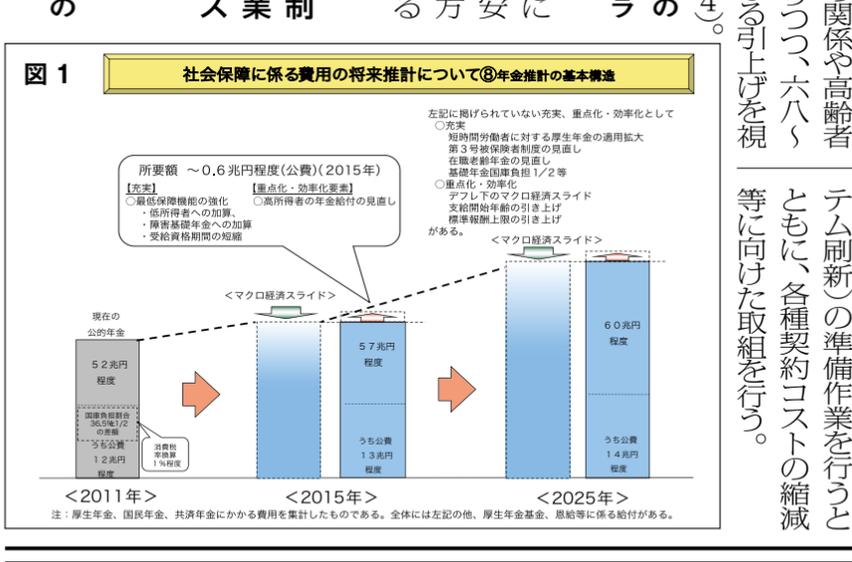
② 支給開始年齢の引上げ
基礎年金の支給開始年齢を引上げる場合、一歳引上げごとに引上げ年において〇・五兆円程度の公費が縮小することから、現在進行している支給開始年齢の引上げとの関係や高齢者雇用の確保を図りつつ、六八七〇歳へのさらなる引上げを視野に検討する(図4)。

③ 社会保険オンラインシステムの見直し
新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、オープン化(システム刷新)の準備作業を行うとともに、各種契約コストの縮減等に向けた取組を行う。

4 能力に応じた負担を求める方向性
① 標準報酬上限の引上げ
厚生年金の標準報酬の上限は、健康保険制度を参考に見直しを検討する。標準報酬の上限を引上げた際の給付への反映の在り方も検討する。

6 公的年金制度を支える業務運営・システムの改善
① 日本年金機構の業務処理体制の在り方

② 高所得者の年金額の見直し(3・3参照)
③ 日本年金機構の業務処理体制の在り方



頑張る！ 年金事務所

新さっぽろ年金事務所(北海道)

サービス品質を落とさず 相談時間を短縮するのは間違いです

今回は北海道の新さっぽろ年金事務所。平成九年一二月に札幌東社会保険事務所から分割し開設された比較的新しい事務所である。札幌郊外の北海道の雄大な景色を楽しみつつ事務所に邪魔した。北海道らしい「開拓者精神」にあふれる話を聞くことが出来た。

品質・納期・コストを常に意識して取組む

新さっぽろ年金事務所の所轄区域は、札幌市二区のうち厚別区、清田区の二区、それに江別市、千歳市、恵庭市、北広島市の四市。管内総人口は五八万八〇〇〇人上っている(平成二年三月末現在)。これら二区四市の面積を合計すると二二八〇km²に達する。これは神奈川県面積(二四一五km²)のおよそ半分。人口は鳥取県(五九万五〇〇〇人)に匹敵する。厚生年金の徴収という管内には四八〇〇の事業所があり、八万二〇〇〇名の被保険者を抱えているという。

杉村亨所長は民間企業出身だ。東日本大震災で被害のあった宮城県岩沼市から単身赴任している。コンピュータメーカーに三〇数年勤務したシステム屋。仕事は主に流通業の販売管理や在庫管理のシステムづくりをやってきた。「プロジェクトはかなり経験しています。ただ後半は管理ばかりでねえ。面白くないんですよ」と本音もチラリ。根っからの現場人間なのだ。

公務員でなくなったとはいえ、年金機構の業務はきわめて公共性の高いものだ。杉村所長は業務の公共性を十分に意識しながらサービス業という側面に着目する。「サービス業である以上、サービス品質を上げなければ」という思いを、日本年金機構が発行する「アニュアルレポート」に次のように書いている(アニュアルレポート2009)。

「また私は以前、お客様相談室の朝礼で、職員に対して三つのお願いをしました。一つはサービスの品質を落とさないこと。二つめは、業務のスピードアップ。三つめは、原価意識を持つことです。職員たちがこれら三つ(品質・納期・コスト)の要素を常に意識して業務に取り組む、理屈ではなく、実務として、行動に馴染んだ形で実践すること、よりお客様にやさしい年金事務所へと成長できると考えています」。

新さっぽろ年金事務所は札幌市内の四事務所の中でも最も来客が多い事務所でもある。年金相談も「ていねいにやれば三〇分はオーバーしてしまつ。インターネットやテレビのニュースを見てもらえるお客様は『こんな場合は』『こう変えたら?』と対応時間はなかなか縮まらない。ご夫婦で来られれば倍の時間がかかります」といふ。「でもね」と所長は噛んで含めるように語る。「品質を落とさずまで時間を短縮するのは間違いですよ」。

なるほど職員たちへの「三つのお願い」の最初が「サービスの品質を落とさないこと」だった。スピードアップはもちろん大切だが「品質」あつてのスピードなわけだ。

現場における実践からの育成しかありません

所長の悩みはそれだけではない。ひとつは「雇用」をめぐるものだ。現在、正職員三四名に對して有期職員が六四名。正規1に対して有期2という構成は「少なくとも私の経験からはこういう形態はありませんでした」という所長だが、年金相談を筆頭に一定のスキル、ノウハウがなければできないのが年金の仕事。「育てながら実践経験を積んでいくしかありません」と所長の方針も明確だ。

そんな中で、民間出身の所長にとっては「定員」という考え方がなかなか馴染まないんですよ。生産性を考慮しない定員がいくらあってもしょうがないと思つた」と疑問に思つたこと。も少なからずあるようだ。そして「人材確保とその育成がこれからの課題になってくるように思います」といふ。そんな所長にとっては「北海道ブロック本部がしっかりとっているのを助かります」とブロック本部の存在が頼りになっている。

年金記録はある意味その人の人生そのものをあらわしている。だから年金で誤った情報を提供してしまうとその方の「人生を狂わせてしまうこともある」(所長)ほどだ。また、所長は「子どものときからの年金基礎教育こそ大切」とこのごろ痛切に感じているという。



職員一人ひとりがお客様 目線での対応を意識

取材に伺ったとき、佐藤浩之副所長は所用で外出中だった。後日メールで質問の答が送られてきた。以下メモを紹介する。

「機構発足前からお客様サービスの向上に努めていましてが、機構発足後はさらに職員一人ひとりがお客様目線での対応を意識し、サービスの向上に取り組んでいます。その結果、お客様からのご意見箱やお手紙で、少しずつお礼や感謝の言葉が増え、お叱りや苦言が減っています」。

年金記録問題への対応ですが、工程表とお終了するよう進めています。一時より照会件数も減少していますが、紙コンとの突合せも始まり、照会件数の増加も考えられます。年金記録問題への取り組みが最優先課題です。

正職員の数が減った分、人材育成が重要

杉村所長の取材を終え各課長のインタビューに入る。トップバッターは厚生年金適用調査課長の田中竜祐さん。年金機構になって年金事務所から総務課は廃止。庶務の業務は厚生年金適用調査課が担うことになった。

庶務課長としての仕事もこなさなければならなくなった田中さん、「庶務の仕事は線が繋がらない点のようない仕事」と一言で表現しきれない庶務系の仕事の難しさを語る。

正職員の数が減ったのは「正直つらい、その分人材育成が極めて重要」と語る田中さんだが「職員の意識もずいぶん変わったし、私自身も変わっていかねばならないと思っています。人を育て、本来業務である調査活動をきちんとやっていきたい、調査活動はまさに現在進行形の記録問題対応です」と決意を語ってくれた。

厚生年金徴収課長の田中克博さんは「徴収は数字。数字を上げるためには事業主さんとの駆け引きも大事。滞納すると正常化するのに時間がかかりますから初期対応を徹底しています」と基本重視の姿勢だ。

差し押さえたものも年金になるのです

国民年金課長の木下千尋さんは「収納率は三月末で五六・九六%で前年度より〇・六ポイント下がっていますが反転攻勢をかけます」と積極的だ。差し押さえについても「差し押さえたものも年金になるのです」という姿勢だ。市場化テストにも「私もできる。奨励は限界がある。業者と協力してがんばっていききたい」と前向き。市町村との連携は「たいへんご協力いただき感謝している」ということだ。

最後はお客様相談室の西岡龍児室長。「相談の仕事が好き」という西岡さんが相談業務をやっていることは「情報格差」。繰り上げ請求などはほとんどの方が誤解しています。本質的な部分が伝わっていないと思います。とくに障害年金の広報ができていません。受給できるのに受給していない人がたくさんいるはず。病院への広報が必要です」。



杉村亨所長

第53回定期総会を開催

社団法人日本国民年金協会

(社)日本国民年金協会は五月一九日、東京・千代田区のルポール麹町にて第五三回定期総会を開催した。平成二二年度事業報告及び二二年度事業計画等が満場一致で承認された。

冒頭、阿部会長は「厚生労働省の社会保障改革案のうち、年金分野の原案が明らかになったが、当面、現行制度の改善を図った上で民主党が目指す最低保障年金創設などの新制度導入を目指す」としており、原案は「最低保障機能の強化」と「働き方に影響を与えない制度」などの実現に重点が置かれているが、必要な財源確保など調整が難航する可能性もある。

何よりも必要なのは国民の理解であるから、国民に対して情報を適切に提供し、十分な議論を尽くしていただきたい」と挨拶した。

議事は阿部理事長が議長となって進められた。議事は次の四件。▼第一号議案「平成二二年度事業報告及び決算報告承認」



▼第二号議案「平成二二年度事業計画案及び収支予算案承認」
▼第三号議案「役員の一部選任」
▼第三号議案の二「会長及び副会長の選任」。いずれも提案とおりの承認された。

二二年度事業計画では、「組織の充実強化」「広報事業」「年金委員活動支援事業」に取り組みることとし、特に「組織の充実強化」では、次の三点に取り組み。①会員の連携及び活動の充実強化を図り、会員の確保に努める②ホームページ等を活用して、年金に関する情報を迅速に提供する③会員市区町村の取材等を通じて、寄せられたご意見等を年金事業運営の参考とするため、厚生労働省及び日本年金機構に情報を提供する。

理事会で選任、総会で承認された役員は次のとおり(敬称略)。▼会長 阿部 恂(日本健康開発財団理事)▼副会長 山田啓三(全国知事会会長 京都府知事)▼理事長 阿部 恂▼理事 堀勝洋(上智大学名誉教授)、井口 明(岩沼市長)、市原健一(つくば市長)、原秀樹(徳島市長)、高島宗一郎(福岡市長)、高辻二郎(元全国厚生年金受給者団体連合会常務理事)

祝辞 厚生労働省年金局 石井信芳氏



代読する吉田智課長補佐

本日ご列席の皆様方には、日頃から国民年金事業の円滑な推進に格段のご尽力をいただいていることに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、この三月に発生した東日本大震災において被災をされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、被災者の方々の支援に日々尽力しておられる自治体の皆様に、心よりの敬意を申し上げます。

市区町村の皆様には、窓口での各種届書の受付業務や相談業務、保険料収納対策の柱である所得情報の提供等について、ご理解とご協力を賜っており、改めて厚く御礼申し上げます。

年金記録問題への対応につきましては、「ねんきん定期便」を持参された方への相談対応、本年より開始した「ねんきんネット」の窓口における対応など、多くの市区町村にご協力をいただいております。重ねて御礼申し上げます。

東日本大震災で被災された方々の手続きについて
本日は、貴重な機会をいただきましたので、特にお願いしたい

ことを三点ほど申し上げます。一点目は、東日本大震災において被災をされた住民の方の国民年金保険料の免除、年金受給等の手続きについてです。

今般の震災で甚大な被害を受けた方々の支援を図るため、厚生労働省では、国民年金保険料の特例免除、震災により年金の請求手続の際に必要な添付書類が添付できない場合の取扱いなどについて、これまでに市区町村の皆様へ通知をお送りし、ご対応をお願いしています。

今般、各厚生局や日本年金機構を通じてご連絡や情報提供をしたいと思いますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。なお、ご不明な点がありましたら、各厚生局または年金事務所にご照会ください。

「ねんきんネット」サービスの実施検討について
次に二点目ですが、本年二月から、年金加入者や受給者の方が、いつでも自身の年金記録をインターネットで確認できる「ねんきんネット」サービスを開始しました。

あわせて、ご自宅ではインターネットの利用が難しい方への対応として、市区町村の窓口にお越しただければ、「ねんきんネット」で自身の年金記録を確認できるよう、各市区町村にご協力をお願いしています。

これまで約二八〇市区町村にご協力いただいております。今後、さらに約二六〇市区町村で対応いただける予定となっております。現在、実施を検討いただ

ている市区町村におかれましては、是非ともご協力いただけますようお願いいたします。
国民年金保険料納付率向上への取組みについて
三点目は、国民年金保険料の現年度納付率について、本年二月末現在の全国数値は五八・二%で、前年同期マイナス〇・八%と、大変厳しい状況が続いています。

この保険料の納付率向上に向け、市区町村から未納者の所得情報を提供いただき、これを活用することにより、保険料の負担能力が乏しい方に対しては、免除や若年者納付猶予制度を確実に勧奨し、一方で、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない方に対しては、強制徴収による厳正な対応を図るなど、未納者の特性に応じた対策に力を入れて取り組んでいます。

磁気媒体による所得情報の提供など、年金事務所からはすでに様々なお願いを申し上げますが、今後とも、より一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

住民の皆様お一人お一人の年金受給権を確保していく上で、こうした取組みが極めて重要な役割を果たしていることは、皆様よくご存じのことと思います。加えて、地域経済に占める公的年金給付の比重は年々大きくなっていくという観点からも、保険料納付率向上への取組みにご理解を賜り、一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。



老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
- ◎掛金は自由に設定。
※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生お受取り。
- ◎万が一の時にはご家族に一時金も。
※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながりません。



ご職業ごとに加入できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp

総会特別講演

厚生労働省年金局年金課課長補佐

和田幸典

公的年金制度の

現状と課題

簡素で公平、分かりやすく間違いの少ない制度へ

総会特別講演は厚生労働省年金局年金課の和田幸典課長補佐を招き「公的年金制度の現状と課題」をテーマに行われた。和田課長補佐は制度の現状と課題について分かりやすく解説した上で、現在進められている「社会保障と税の一体改革」にも、踏み込んだ解説を行い、最後に基礎年金の国庫負担と第三号被保険者の不整合記録の問題にも触れ、短時間ではあったが、充実した講演となった。

公的年金制度の現状について最近の状況を申し上げますと、まず保険料については、平成二九年度に固定化されるまで段階的に引上げられるという改革のスケジュールのなかにあります。第一号被保険者の保険料は、毎年二八〇円引上げが行われていますが、保険料の改定は、賃金の動向に従って行われるため、結果として平成二三年度の第一号被保険者の保険料は、去年より少し下がって二万五、〇二〇円となっています。

平成二三年度の年金額は、老齢基礎年金が月額六万五、七四一円となっています。平成二二年の物価は前年よりも〇・七％下落し、基準となる平成



一七年の物価と比較して〇・四％下落したために、老齢基礎年金の額も〇・四％引下がっています。このように、年金制度は経済の動向とも密接に関係しており、東日本大震災の影響もあり、引き続き日本経済全体が非常に厳しい状況が見込まれますので、年金制度全体に対しても非常に大きな課題としてあるわけです。

三人で一人の高齢者を支え、高年齢単身者の増加も課題

それでは年金制度を取り巻く状況についてご紹介いたします。少子高齢化が非常に進んでおりまして、現在、現役世代三人で一人の高齢者を支えているわけですが、二〇二五年には二人で一人の高齢者を支えるという状況になります。さらに高年齢単身世帯が増えており、これらの方々の老後の生活をどう支えていくのかということも課題となっています。

次に、就労構造の変化を見ていきたいと思えます。国民年金制度が始まった当時は、農林漁業者や自営業者を対象としており、定額保険料、定額給付という形で国民年金制度が充足しました。しかし近年、日本の就業構造で、自営業者と家族従業者が大きく減少し、雇用者が増えてきています。さらに雇用者の中でも短時間労働者あるいは派遣社員、契約社員と呼ばれるようないわゆる非正規雇用の方が増えてきています。

すなわち、従来、主に自営業者の方の国民年金制度であったものが、近年、あたかも臨時パート等いろいろな非正規職員の方を多く含む制度になってきています。こうした現状を踏まえて、国民年金の制度をどう考えていくかということが現在の年金制度の課題ではないかと思っています。

次の課題は、国民年金の保険料納付率の低下です。国民年金の保険料納付率は、平成二一年度においても対前年比二・一％減少という結果となっています。二年間追納ができませんから平成一九年度の最終納付率は六八％ということですが、こちらは若干改善していますが、このような納付率の背景には、景気等の要因のほかに、年金制度の将来への不安もあるように思えます。ただ、納付率が下がったからといって、それが年金財政にすぐ影響するわけではありませんが、信頼される年金制度としていくためにどうしていくかということが課題であると考えています。

無年金、低年金問題について申し上げますと、現在、二五年間の受給資格期間に満たない方が、約一八万人いると推計されています。また、本来、四〇年間保険料を納めていただいていた老齢基礎年金が月額六・六万円になります。実際の受給額は三万円から四万円という方が一番多く分布しています。こうした方々の老後をどう支えるかということも大きな課題となっています。

全国民が一つの同じ年金制度に加入という民主党の年金改革案

民主党の年金改革案をご紹介いたしますと、民主党のマニフェストによれば、すべての人が所得が同じなら、同じ保険料を負担する所得比例年金の仕組みに入るということです。そして、その上に、消費税を財源とする最低保障年金を創出するということとなります。たとえば、ス

ウェーデンは、このような年金の仕組みをとっています。政府としては、現在、社会保障と税を一体的に改革するため、昨年一〇月に政府、与党で社会保障改革検討本部が立ち上げられています。その後二月に「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成二三年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」という閣議決定が行われ、現在、このスケジュールに沿って検討作業が進められており、具体的には、社会保障改革に関する集中検討会議において議論が進められています。

これらを通じて、厚労省内にも検討チームが立ち上げられて検討が進められており、平成二三年五月二日には、厚労省案を検討本部に報告したところで、簡単に中身をご紹介いたしますと、社会保障制度改革の基本的な方向性としては、四つの方向性を提示しています。まず、全世代対応型のものとの転換していくことであるとか、参加保障・包括的支援ということですべての人が参加できる社会とし、社会全体で社会保障を支えていくべきというような方向性を提示しています。

厚生年金の適用範囲の拡大や被用者年金の一元化を検討

こうしたなかで、年金に関しては、新しい年金制度の創設に向け、新しい年金制度の骨格を示すこととしています。また、こうした新しい年金制度の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図ることとしています。そうした改善項目の例としては、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない制度改革として、厚生年金の適用範囲の拡大や被用者年金の一元化、最低保障機能の強化を行う、能力に応じて負担をさせていただく年金財政の持続可能性を確保していく、といった方向性をお示し、社会保障集中検討会議の場において報告したところです。

今後、改めて各分野について、詳しい検討の方向性について議論されることになると考えております（注・五月三日に改めて年金について議論が行われました）。

新しい年金制度について申し上げますと、自営業者の方も含めてすべての方が同じ年金制度に入ることになります。また、そうした制度の実現のためには、たとえば、社会保障と税に関わる番号制度の導入・定着や税と社会保障料を一体的に徴収する態勢が必要となると考えられており、そうした環境整備も含め、国民的な議論が必要となると考えるものと考えています。

残りの時間で基礎年金の国庫負担についての動きをご紹介申し上げます。基礎年金の国庫負担二分の一に関しては、平成二三年度については、臨時財源によって維持し、平成二四年度からは税制抜本改革によって安

定財源を確保することとしておりましたが、この臨時財源は、東日本大震災の復興に転換されることとなり、現時点では、基礎年金国庫負担に穴が空いているという状況になっております。

厚労省としては、この基礎年金の国庫負担について、できるだけ早く繰り入れが行われるよう取り組むとともに、税制抜本改革により安定財源を確保し、基礎年金の国庫負担割合の二分の一を恒久化するよう取り組んでいきたいと考えています。

第三号被保険者の不整合記録の問題に関しては、国会等の議論を踏まえ、本年四月以降、社会保障審議会に部会を設けて検討を続けてまいりましたが、五月一七日にも、部会で議論が行われ、近日中にも報告書が取りまとめられる見込みです（注・五月二〇日に報告書がまとめられました）。

年金制度への信頼を確保し、適切に手続きを行ってきた人等の公平性に留意しつつ、救済の観点にも配慮することなどを基本的な考えとしています。抜本改善策の具体的な中身としては、不整合期間をカラ期間としつつ、不整合期間への特例追納を可能とするといった方向で、抜本改善を図ることなどが議論されています。今後はこうした報告をもとに、立法化作業が進められることになると考えています。

本日は時間の都合により、かけ足での紹介となりましたが、どうもありがとうございました。

編集部に寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

損得論に説明を

国民年金保険料の納付率の下降が止まらない、と、報道を見て、思いました。

原因のひとつには、「年金を納めて老齢年金を受給するよりも、もしものときの生活保護のほうが、金額が高い。年金は損。生活保護が得」といった、損得論があると思います。

厚労省にも、意見が寄せられているようですが、「制度の趣旨が違う」とご説明い

ました。といった紋切り型の回答であったと記憶しています。

ライフスタイルの変化、長引く不況などで、お金には、皆敏感になっています。

損得で年金に疑問を持つ人が多い今日、両制度を丁寧の説明し、違いはこうだ、年金は損ではないと納得させる広報をする事は、国の責任であると思います。(東京都 会社員)

毎年、郵送されてくる「ねんきん定期便」はいつまでやるの

年金を受け取れるまで一〇年以上ある会社勤めの第二号被保険者です。

初めての「ねんきん定期便」は、自分の年金加入歴が分かり目新しいものでしたが、また「ねんきん定期便」が届きました。

全ての被保険者の方に毎年誕生月に送ってくれるサービスと聞きビックリです。また、事業仕分けで「廃止してはどうか」、「対象を絞り込んでどうか」などの意見があったと聞きナットクです。

年金を受け取るまで先の長い若い方、国民年金に加入しキチンと保険料を納めておられる方、保険料を納めない悪い被保険者の方など、全ての被保険者をひと括りに

年金委員として

小さな会社で、総務の仕事をしていました。総務の仕事は、社員の雇用、退職、及び在職中の手続として、年金に限らず、健康、介護、雇用保険など多岐にわたっています。

数年前「社会保険委員」になり、組織改革の後にも「年金委員」として続けています。この間、感じたことを雑感として投稿させていただきました。

上述のように、私の仕事としては、社会保障関係全般にわたる仕事であるにもかかわらず、なぜ、「年金」「健康委員」に、分かれたのか、よく判りません。国の組織が変わるうとも、総務が行う業務は変わっていません。実務としての業務の幅と、委員制度が重ならなくなっています。

また、「年金委員」としては、「委員会」に所属しており、会では、年に一度の総会、セミナーなどが行われます。手続、制度変更など(最近、特に多いように感じます)の実務に関する知識、情報などは、折々の説明会、講習会など

どで得ています。実務を間違いない、滞りなく行うことは当然ですが、単に「手続事務」として終わるのではなく、社員の将来や暮らしに関わる「年金」「介護」「医療」の制度ですから、そういう仕組みなどの広報は、もっと多くの機会でも、色々な方法であっても良いと思います。委員個人としても、制度の意義や、社会のあり方についての議論や、意見などを見聞きし、加わるような機会、場所があれば、と感じています。委員会に所属する委員さんたちとの交流、意見交換などの機会があればとも思います。

委員としての職責が広く求められているにも関わらず、なかなか思うほどのことはできません。また、かつて、貴紙に、国民年金委員さんたちの投稿が掲載されていましたが、地道に、意欲的に活動されているのがよく分りました。国民年金の理解と関心は、必要だと思えます。(広島県 総務担当)

「運用一号」に一票!

年金広報四月号で「運用一号」ってできませんか?の記事を拝読しましたが、大変共感を覚えました。

日本の行政は「届出手続きが、まずありき」で、届出申請をしないと受益権が発生しないといわれる通りで、政府の

方も大企業のトップもよく口にされる「想定外だった未曾有の大震災」なのですから、そんなときくらい、特例措置があってもよいのではないのでしょうか。(福島県 年金受給者)

「年金図書」平成23年度改訂のご案内 好評発売中



国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



現場力を高める!! **年金相談Q&A** (平成23年度版)
Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

国民年金よくある質問

Q.六〇歳前に厚生年金の受給資格を満たして退職したのですが、国民年金の保険料を納めなければいけませんか？

わが国の年金制度では、二〇歳から六〇歳までの四〇年間国民年金に加入して保険料を納めなければならないことになっています。

厚生年金保険や共済組合等の被用者年金制度は、基礎年金である国民年金の上乗せの制度として位置づけられ、被用者年金制度の加入者は、同時に国民年金の加入者となっています。被用者年金制度の加入者の保険料は、厚生年金保険の保険料に含まれています。

質問のように、六〇歳前に会社等を退職した場合には、たとえ老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていても、六〇歳までは国民年金に加入しなければなりません。被保険者の種別変更の手続きが必要です。

老齢基礎年金や老齢厚生年金などの老齢（退職）給付を受けるためには、国民年金や厚生年金保険等の被用者年金制度の加入期間をあわせて最低二五年の加入期間が必要です。

六〇歳までに保険料を納めた国民年金の加入期間は、厚生年金保険等の被用者年金制度の加入期間と一緒に老齢基礎年金の年金額計算に算入されます。そして、その上乗せ給付として老齢厚生年金が併せて支給されることとなります。

老齢基礎年金の年金額は、四〇年間（四八〇月）保険料を納めれば、年額七八八、九〇〇円（平成二三年度）の満額の年金となります。また、老齢厚生年金は、加入期間と勤めていたときの報酬に応じて計算された年金額が支給されます。

なお、六〇歳前に会社などを退職したあと、国民年金の保険料を納めていないと、病気やけがなどで障害になったときや本人が亡くなったときなどに支給される障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなります。過去に会社等に勤務したことがあって、厚生年金保険や共済組合等の加入期間が合算して二五年に満たない方は、その際に納めた保険料を無駄にしないためにも、国民年金の保険料を納めておくべきでしょう。

国民年金の種別変更の手続きはお住まいの市区町村の国民年金の窓口で、また厚生年金保険の年金額等に関する相談については、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

*「国民年金よくある質問」は当協会ホームページに掲載されています。
http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/。会員のみならず、誰でもこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

厚生年金よくある質問

Q.在職しながら老齢厚生年金を受けると、年金額が減額されると聞きましたが、その仕組みについて教えてください。

在職しながら老齢厚生年金を受けると、年金額と給与などに応じて、年金額の一部または全額が支給停止されることがあります。これを在職老齢年金と呼んでいます。この在職老齢年金の仕組みには、六五歳未満の人を対象としたものと、六五歳以上の人を対象としたものとの二つの種類があります。

この在職老齢年金の具体的な仕組みは、総報酬月額相当額（その月の標準報酬月額とその他の前一年間の標準賞与額の総額を二で除して得た額とを合算した額）と基本月額（老齢厚生年金の年金額を二で除した額）に応じて調整することになります。

六五歳未満の人の在職老齢年金の仕組み

六五歳未満で在職して厚生年金保険の被保険者となっている場合、総報酬月額相当額に応じて年金額が調整されます。具体的な調整の仕方は次のようになります。

総報酬月額相当額と基本月額		支給停止額
基本月額と総報酬月額相当額の合計が 28 万円以下		0 円（全額支給）
総報酬月額相当額が 46 万円以下	基本月額が 28 万円以下	(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2
	基本月額が 28 万円超	総報酬月額相当額 ÷ 2
総報酬月額相当額が 46 万円超	基本月額が 28 万円以下	(46 万円 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)
	基本月額が 28 万円超	46 万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46 万円)

①在職中であっても総報酬月額相当額と基本月額の合計額が二八万円に達するまでは年金の全額を支給します。
②総報酬月額相当額と基本月額の合計額が二八万円を上回る場合は、総報酬月額相当額の増加二に対して、年金額一が停止されます。
③総報酬月額相当額が四六万円を超える場合は、さらに総報酬月額相当額が増加した分だけ年金額が支給停止されます。これらを整理してみると次の表のようになります。

六五歳以上の人の在職老齢年金の仕組み

六五歳以上七〇歳未満の人が在職して厚生年金保険の被保険者であるときに、六五歳から支給される老齢厚生年金は、総報酬月額相当額に応じて在職中による支給停止が行われます。具体的な調整の仕方は次のようになります。

①基礎年金は支給停止されず、全額支給されます。
②総報酬月額相当額と老齢厚生年金（報酬比例部分）との合計額が四六万円に達するまでは、支給停止は行われません。
③四六万円を上回る場合には、賃金の増加二に対して、年金額一が停止されます。
この場合、調整の対象となるのは報酬比例部分のみで、経過的加算については全額が支給されます。

なお、七〇歳以降も厚生年金保険の適用事業所に常勤で勤めている場合は、厚生年金保険の被保険者とはなりません。六五歳以上の人と同様の在職老齢年金による支給調整が行われます。

*六五歳未満および六五歳以上のいずれの仕組みにおいても、加給年金額が加算されている場合は、年金額の一部でも支給されるときは、加給年金が全額支給されますが、年金額が全額支給停止されると加給年金も全額停止されます。
*支給停止額の計算の基準となる「二八万円」および「四六万円」は、それぞれ賃金や物価の変動に応じて毎年見直されます。

いつ起きるかわからない、いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて—— 地域住民のための防災対策パンフレット&リーフレット



地震に備える ●平成23年5月発行
地震が起きる前に日頃からこころえしておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。
A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）
監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。
災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツキとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？
大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める一工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい応急手当と救命手当
けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）
監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み（スミ1色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。
ご注文・お問い合わせは—— 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
http://www.nen-yu.co.jp

年友企画(株)



国民年金からは、六五歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは六〇歳以上六五歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。

年金額は、障害の程度が一級の時が九万八千六百〇〇円(平成二三年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度で二級のときが七万八千九百〇〇円です。また、障害基礎年金には子(生計を維持されている一八歳到達年度の末日までの子または二〇歳未満で一級・二級の障害の状態にある子・以下同じ)の加算額があって、その額は一人につき七万五千六百〇〇円(ただし、二人目までは一人につき二万七千〇〇〇円)です。

今年四月からは加算対象者が拡大され、これまで受給権が発生した後に結婚・出産しても、配偶者や子どもが受け取ることができなかった加算額が、年金受給権が発生した後も配偶者や子どもへの加算額を届出によ

不慮のときには障害年金と遺族年金があります

り受け取ることができるよう改正されました。

児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることができません。

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算のどちらを受けるかについては、原則として、児童

扶養手当の金額と障害基礎年金の子の加算額とを比較して金額の高い方を受けることができるようになります。ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害基礎年金の子の加算も子の人数によって金額が異なるため、詳しくはお近くの年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは六〇歳以上六五歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が一人の妻には一〇一万五、九〇〇円、一人の子だけには七万八千九百〇〇円支給されます。また、子が二人以上のときは、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金

を受け取るためには、初診日等(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、三分の二以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(三分の二要件)」を満たす必要があります。

また、「三分の二要件」を満たせなくても、平成二八年三月までに六五歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの一年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

ご案内

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

視点 column

コラム 観点

昨年大学を卒業したある男性。この春にやっと就職が決まり、毎日張り切って働いています。ところが、就職を急かしていた母親の方はなぜか浮かない。「早く辞めてもらいたい」とさえ思っているのです。

やっと就職できたけど...

醤油や蜂蜜、日用品などを無料、またはタダ同然の値段で販売しているというのです。空き店舗や集会所、スーパーの隣などに会場を設け、そこに集まったお年寄りなどに、新商品の紹介や健康の話を繰り広げ、「元気な声で手をあげた人には無料で差し上げます!」と次々に日用品を配っていきます。会場の雰囲気

法だったとは...。元気一杯のノリのいい若者が、こんな催し商法の会場で盛り上げ役として働いているのです。

「お年寄りを騙す商売なのよ。振込め詐欺と同じようなものじゃない」と話しても

「そんな違法な仕事じゃない!」

「そんな違法な仕事じゃない!」お客さんはみんな喜んで。頑張れば月収百万円も夢じゃない!」などと聞く耳をもってくれません。

この母親は、母の日に息子からカーディガンをプレゼントされたそうです。嬉しいはずですが、お年寄りから巻き上げたお金で買ったと思うと、いまだに着る気持ちにはなれないといひます。

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。A5判 112ページ 定価: 525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。A5判 128ページ 定価: 525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会